

2023年7月25日  
みずほ信託銀行株式会社  
マニユライフ生命保険株式会社  
株式会社ジェイアイシー

## 『未来あんしんサポート<sup>®</sup>』における マニユライフ生命商品(平準払い生命保険)の取り扱い開始について

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:梅田 圭、以下「みずほ信託銀行」)、マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO:ブノワ・メスレ、以下「マニユライフ生命」)および株式会社ジェイアイシー(代表取締役社長 CEO:渡辺 俊彦、以下「JIC」)は、生命保険と生命保険信託を合わせたサービスである『未来あんしんサポート<sup>®</sup>』において、「ご負担の少ない保険料で、万一や大きな病気に対し、資産分散し安定して備えたい」というお客さまのニーズにお応えするため、マニユライフ生命の平準払い生命保険を2023年7月25日より取り扱い開始します。

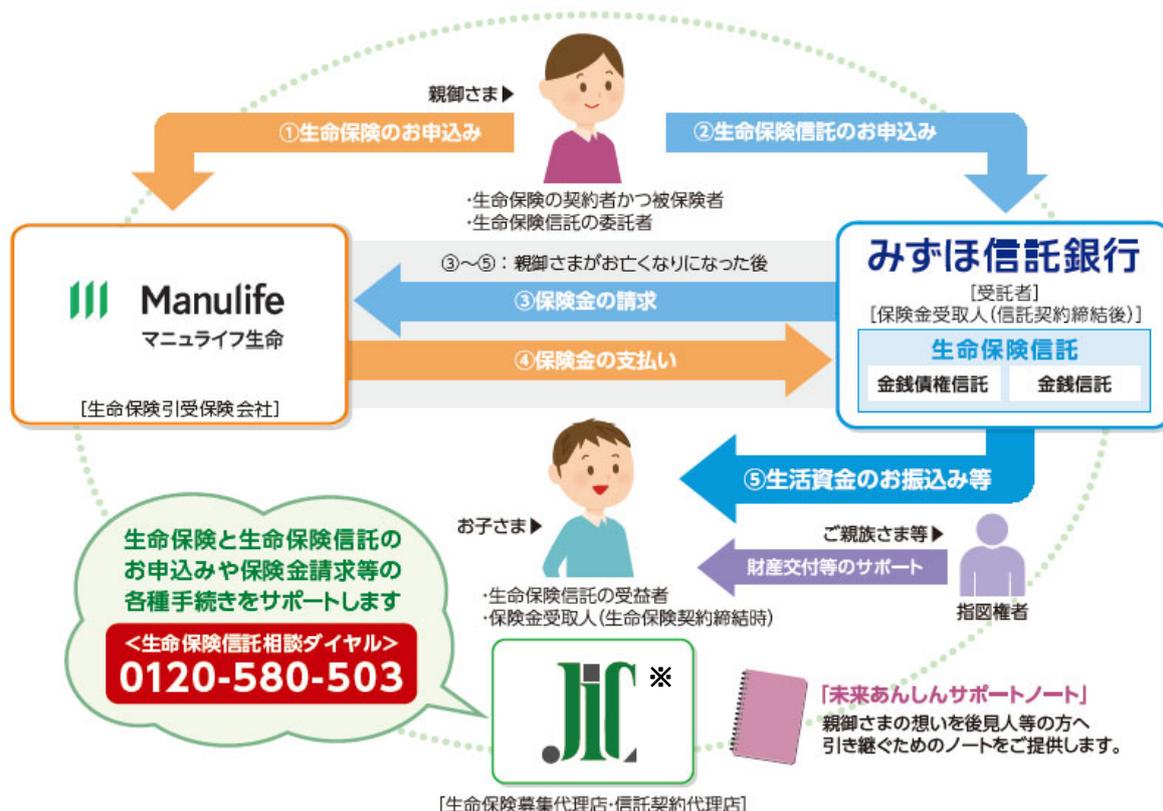
『未来あんしんサポート<sup>®</sup>』は、2017年12月より取り扱い開始した主に「知的障がい」や「自閉症」「発達障がい」「ダウン症」等の障がいのあるお子さまをお持ちの親御さまへ、お子さまの“親なきあと”をサポートすることを目的に、JICがご提案する生命保険と生命保険信託を組み合わせたサービスです。親御さま(委託者/保険契約者)がお亡くなりになった際、みずほ信託銀行はマニユライフ生命から死亡保険金を受け取り、親御さまやご親族さま等(指図権者)が指定した条件に基づき、お子さま(受益者)に保険金を分割交付します。

なお、本商品ではお客さまの利便性向上のため、財産管理の「指図権者」として親族等の個人だけでなく、お子さまの生活をサポートする入居施設等の法人を指定することができます。

「人生100年時代」と言われる今、先行きが見通しにくいこの時代だからこそ、生命保険商品の果たすべき重要な役割がより明確になっています。少ない負担で、万一や大きな病気に対し、資産分散し安定して大切なご家族へのこしたい、という親御さまのご要望はますます大きくなっています。

今後も、障がいのあるお子さまや親御さまなどのご家族が安心して生活していただけるよう、お客さまに寄り添った商品・サービスを提供していきます。

■ 『未来あんしんサポート』の仕組み図(マニユライフ生命商品をご契約した場合)



※株式会社ジェイアイシー(マニユライフ生命保険の保険代理店・みずほ信託銀行の信託契約代理店)

保険代理店として創業以来 35 年にわたり知的障がい者・自閉症者(以下「障がい者等」)向けの専用保険を取り扱っています。知的障がい・自閉症など障がい者を支える団体、社会福祉法人と連携して障がい者等向け専用保険を販売し、東日本地域を中心として約 10 万名の障がい者等とその家族をサポートしています。ホームページアドレス：[www.jicgroup.co.jp/index.html](http://www.jicgroup.co.jp/index.html)

- ① 親御さまは、「JIC」を通じて、ご自身を契約者・被保険者とする生命保険(生命保険引受保険会社：「マニユライフ生命」)のお申込みを行います。
  - 生命保険契約締結時は、お子さまを保険金受取人に指定していただきます。
- ② 親御さまは、「JIC」を通じて、お子さまを受益者とする「みずほ信託銀行」の生命保険信託(未来あんしんサポート型)のお申込みを行い、“親なきあと”に保険金をどのようにお子さまに届けるかを生命保険信託契約にて指定します。
  - 信託契約締結後に保険金受取人を「みずほ信託銀行」に変更する手続きを合わせて行います。
- ③ 親御さまがお亡くなりになられた場合、「みずほ信託銀行」は「マニユライフ生命」に保険金の請求を行います。
- ④ 「マニユライフ生命」は「みずほ信託銀行」に保険金を支払います。
- ⑤ 「みずほ信託銀行」は、生命保険信託契約に基づいて、所定の金額を指定された方法(毎年や毎月等)にて、お子さまに振り込みます。
  - 医療費等の支出に対応するため、臨時のご請求も可能です。

■ 『生命保険信託(未来あんしんサポート型)』の概要

1. 商品名	生命保険信託(未来あんしんサポート型)
2. 委託者	マニユライフ生命所定の平準払い終身保険の生命保険契約者兼被保険者である個人のお客さま
3. 受益者	原則委託者の配偶者または二親等以内の血族である個人のお客さま
4. 指図権者	信託契約に基づき、受益者のために受託者との間で信託財産の交付方法の変更や一部払出等の各種手続きを行う個人又は法人(受益者の入居施設を運営する法人等)
5. 販売会社	JICIは、みずほ信託銀行の信託契約代理店として、親御さまとの間で商品説明および申込書類の受付等を行い、受託者(みずほ信託銀行)への取次ぎ(媒介)を行う
6. 受託金額	死亡保険金額は原則200万円以上(円建ての場合)
7. 信託報酬	<p>【当初信託契約時】16,500円(税抜15,000円)</p> <p>【委託者の相続発生後】</p> <p>金銭信託設定時：受領した死亡保険金に対し2.2%(税抜2.00%)  (死亡保険金一括受領時：110,000円(税抜100,000円))</p> <p>管理信託報酬：年額22,000円(税抜20,000円)</p>

以上